

「税務システム等標準化検討会固定資産税ワーキングチーム（WT）」

第2回機能WT 議事概要

日 時：令和2年7月22日（水） 10：00～12：00

場 所：WEB 開催

出席者（敬称略）：

（構成員）

高野 未来子	東京都	主税局	資産税部	固定資産税課	電算指導班総括	課長代理
藤田 智久	浜松市	財務部	資産税課	主幹		
熊野 直美	神戸市	行財政局	税務部	固定資産税課	家屋・償却資産指導担当	係長
天田 功	前橋市	財務部	資産税課	副参事		
大川 孝明	三鷹市	市民部	資産税課	資産税係	主事	
橋崎 裕樹	三条市	総務部	税務課	係長		
毛涯 満	飯田市	総務部	税務課	資産税土地係	主査	
吉野 元久	富士市	総務部	情報政策課	主幹		
伊藤 貴俊	豊橋市	財務部	資産税課	主事		
中井 祐一	南国市	税務課	係長			
本山 政志	埼玉県町村会	情報システム共同化推進室	室長			
堀内 芳樹	地方税共同機構	企画部	企画研修グループ	課長		
吉本 明平	一般財団法人全国地域情報化推進協会（APPLIC）	企画部担当部長				
三木 浩平	内閣官房	情報通信技術総合戦略室	政府CIO	補佐官		

（総務省）

古川 大樹	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐
中谷 明博	総務省	自治税務局	固定資産税課	課長補佐
佐久間 信彰	総務省	自治税務局	固定資産税課	係長
山西 幸之助	総務省	自治税務局	固定資産税課	主査
白石 順四郎	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官
田畑 圭章	総務省	自治税務局	固定資産税課	事務官

【議事次第】

1. 機能WT仕様書たたき台の確認（機能要件1.1.1.～1.2.5.）

【意見交換（概要）】

■1.1.1.土地登記情報マスタの管理方法について

- 標準仕様書上、2重管理方式及び参照方式のどちらで実現してもよいか、または、参照方式のみとするかについて、事務局案を作成する。

■1.1.2. 法務局からの登記済み通知書の電子データ取り込み機能について

- 現行運用における登記済み通知書の取り込みに係る現行運用について確認したい。
- 法務局から紙及び USB にて電子データを受領している。ただし、紙と電子データの情報に不整合があるため、職員が1件ずつ整合性を確認し、システムに入力している。
- 法務局から紙及び USB にて電子データを受領している。システムへ電子データを取り込む際にエラーとなった案件については、個別に紙の情報と整合性を確認している。
- 事務局案を作成し、再度検討することとする。

■1.1.7. 分合筆処理について

- 業務上、分合筆処理において一度に処理を行う最大筆数について確認したい。
- 20 筆程度
- 50 筆程度
- 50～400 筆程度
- 1000 筆程度、大規模開発や大地主の相続の場合が想定されるため。
- ご意見を基に APPLIC 税 TF に確認する。

■1.2.1. 課税台帳作成機能について

- 1 筆の中に複数画地がある場合における、課税台帳上の現況情報のデータの持ち方について確認したい。「WT 論点」P.4-5 参照。
- 現行運用は 1 課税台帳に複数現況情報を持つ方式である。
- 現行運用は 1 課税台帳に 1 現況情報を持つ方式であるが、業務効率性の観点から考えて、1 課税台帳に複数現況情報を持つ方式の方がよいと考える。
- 現行運用は 1 課税台帳に 1 現況情報を持つ方式である。現行のままであっても、業務上の支障は特にないと考えている。
- 現行運用は 1 課税台帳に 1 現況情報を持つ方式である。納税義務者に対して 1 画地ごとに評価について説明できることから、現行運用の方がよいと考える。
- 現行運用は 1 課税台帳に 1 現況情報を持つ方式である。1 画地単位での分合筆処理が行えることから、現行運用の方がよいと考える。
- 現行、1 課税台帳に複数現況情報を持つ方式としている団体においては、1 課税台帳に 1 現況情報を持つ方式の運用にすることは可能か。
- 賦課処理件数が膨大であることから、1 課税台帳に 1 現況情報を持つ方式とすると、課税台帳の件数が相当数増えるため、難しいのではないか。
- 「課税台帳は、一筆または一画地ごとに、…」の記載については、保留とする。事務局案を作成し、別途検討することとする。

以上